

恣意的運用 いくらでも

写真は朝日新聞 5月7日、問う「共謀罪」捜査の現場から。弁護士亀石倫子さんが標題について語る。

犯罪が行われる前の段階を処罰する法案だから、その動きを証拠化するには当然に監視が必要になります。警察は集会にスパイを潜入させて録音させるかもしれないし、密室での会話を盗聴するかもしれない。行動を把握するためにGPS（全地球測位システム）を使うかもしれません。

そんな監視社会に突き進んではいけないと思い、GPS裁判の最高裁では「子孫が振り返ったときに感謝してくれるような判断を」と訴えた。判決は「住居に準ずる私的領域」への侵入もプライバシーの侵害で、令状が必要だと、一定の歯止めをかけてくれました。

国会答弁を見ると、政府はこの判決などなかったかのように、「準備行為」の前でも犯罪の嫌疑があれば令状のいらぬ一定の任意捜査ができると言っている。できるだけ令状なしで監視したいという従来の考え方は、変わっていないようです。

警察のさじ加減で、ある日突然、普通の市民が容疑者にされる。そんなことは、刑事弁護の現場にいればいくらでもあります。共謀罪の捜査が浸透すれば、権力に異議を唱える声は少なくなるでしょう。目立ったことをすれば監視されると思わせるだけで、萎縮効果は抜群です。

つい先日、出演するテレビ番組の打ち合わせで男性プロデューサーが発した質問が印象的でした。「法案が通ったら、私たち一般市民はどんなことに気を付けなければいいんでしょうか」と。思わず「気を付けなくていい！」と返しました。

私たちには憲法で保障された集会の自由や表現の自由がある。それは法律よりも保障されなければならない。もし自由にやって摘発されるようなことがあれば、その時こそ私たち刑事弁護人や心ある裁判官たちの出番です。みんなが「気を付けて」暮らす社会なんて、私は絶対に嫌です。

この記事を読んで最初に感じたのが、テレビ局プロデューサーが発した質問だ。まだ審議中であり、法務大臣すら正確に答弁できない法案だ。それを「法案が通ったら」と質問する感覚に違和感、怒りすら感じた。これがマスコミの現実なのだろうか。

前にもレポートしたが、名古屋市瑞穂区のマンション紛争。抗議する住民代表が不当にも逮捕され、2週間も勾留された。これは共謀罪の先取りといえる「事件」ではないだろうか。「恣意的運用いくらでも」なのだ。



(2017年5月10日)